

再犯防止推進に関する 広報・啓発について

- 1 現状と課題
- 2 第二次東京都再犯防止推進計画における位置付け
- 3 東京都内の再犯防止に関する意識
- 4 再犯防止推進に関する広報・啓発の必要性
- 5 啓発内容の検討
- 6 広報・啓発に係る主体間連携

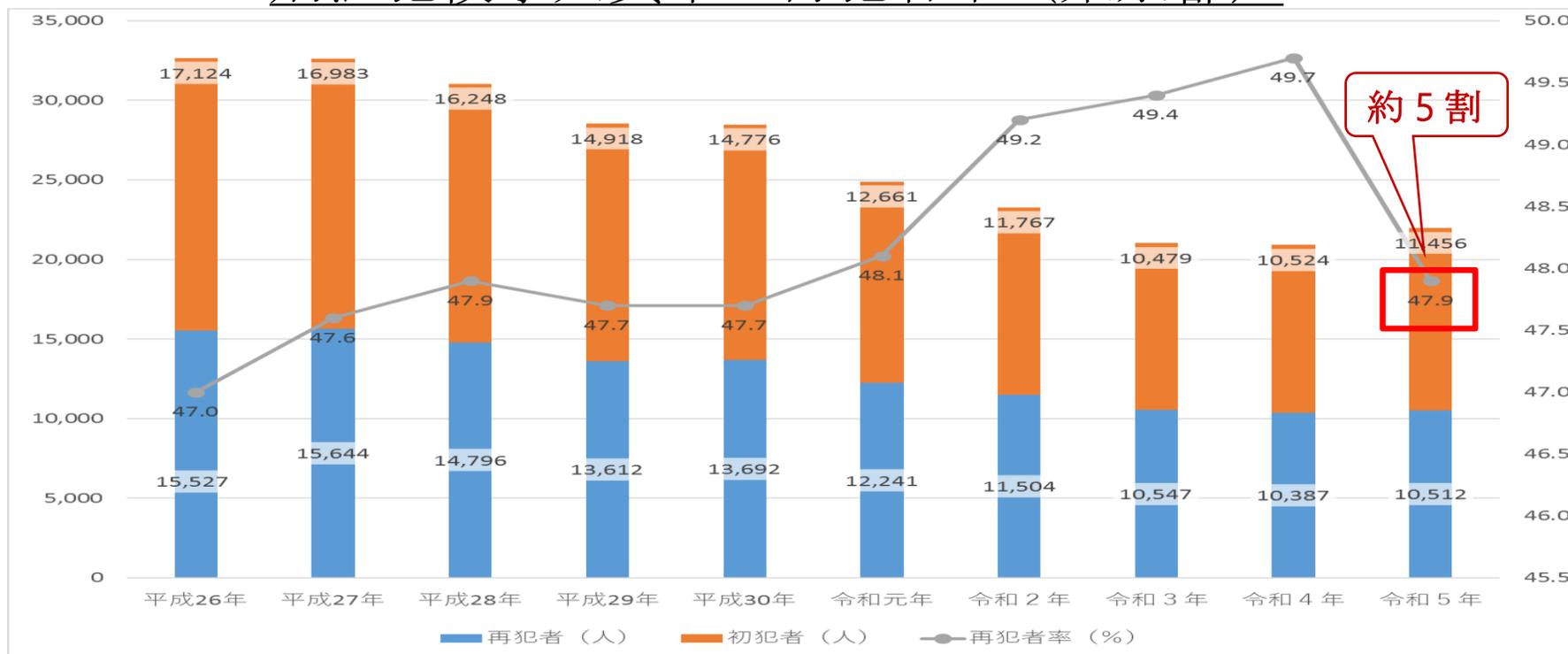
令和6年11月28日（木）
東京都 生活文化スポーツ局
都民安全推進部 都民安全課

現状と課題

✓都内の刑法犯検挙人員は、長期的に見ると減少傾向にある一方、**都内刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割であり、再犯防止推進に向けた更なる取組が求められている。**

(令和5年。法務省提供資料。)

刑法犯検挙人員中の再犯者率（東京都）



現状と課題②

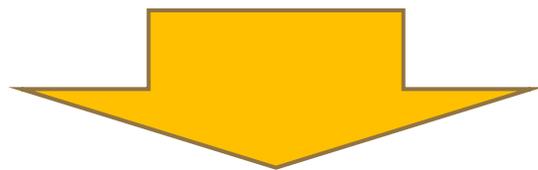
- ✓ 犯罪をした者等の中には、
高齡である者、障害がある者、適当な住居や就労が確保できない者など、継続的な支援を要する者が存在



- ✓ 犯罪をした者等の社会復帰のためには、
都民の理解と協力を得て、 犯罪をした者等が再び社会の構成員
となることを **社会全体で支援することが重要**

現状と課題③

✓しかし、再犯防止推進という課題は、都民にとって必ずしも身近でない。



✓再犯の防止等に関する施策は、都民の関心と理解を得にくく、都民に十分に認知されているとは言えない。

第二次東京都再犯防止推進計画における位置付け

✓令和6年3月に策定した**第二次東京都再犯防止推進計画**において、具体的な取組の一つに「再犯防止に関する広報・啓発の充実・強化」を掲げている。

第二次東京都再犯防止推進計画

【具体的な取組】

- 1 就労・住居の確保等のための取組
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
⑤再犯防止に関する広報・啓発の充実・強化
- 6 再犯防止のための連携体制の強化等のための取組

東京都内の再犯防止に関する意識

東京都内の再犯防止に関する意識調査

【実施主体】東京都

【概要】東京都内の再犯防止に関する意識調査を実施

【趣旨】年代・性別等別に認識やニーズを把握し、

- ・啓発対象
- ・啓発内容
- ・効果的な啓発手法
の検討・展開につなげる。

【対象】都内に在住する者 1,000人

【実施時期】令和5年11月

【方法】インターネット調査

【設問数】26問

設問例：

都内の刑法犯検挙人員について、特に再犯者は、近年、どの様な傾向にあると思いますか。

東京都内の再犯防止に関する意識

✓ 「再犯防止推進に向けた更なる取組が求められている」と「思う」都民と「どちらかといえば思う」都民の合計は、約6割に留まっている。 年代別の合計では、20代が約44%と突出して低く、再犯防止推進の必要性が認識されているとは言い難い。

Q 再犯防止推進に向けた更なる取組が求められていると思いますか。



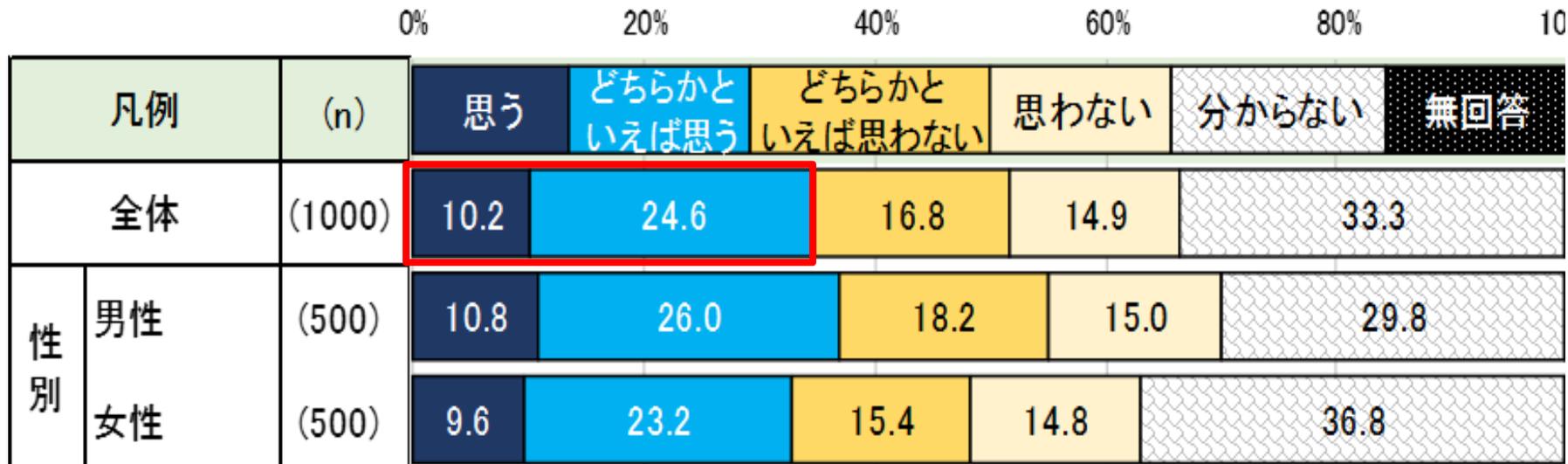
(「東京都内の再犯防止に関する意識調査(令和5年実施)」より)

東京都内の再犯防止に関する意識

- ✓ 「犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りに協力したい」と「思う」都民と「どちらかといえば思う」都民の合計は、約35%であり、自身が再犯防止の推進に関わることを受容している都民は少数に留まっている。

(「東京都内の再犯防止に関する意識調査(令和5年実施)」より)

Q あなたは、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りに協力したいと思いますか。



再犯防止推進に関する広報・啓発の必要性

- ✓ **多くの都民を対象として、再犯防止推進に関する広報・啓発を実施する必要がある。**

啓発内容の検討

再犯防止推進に関する広報・啓発

- ✓ 対象：全都民
- ✓ 目的：
 - ・再犯防止推進の意義を明確に伝える。
 - ・再犯防止推進に対する理解・協力を訴求する。
- ✓ 内容：啓発内容にどんなメッセージを盛り込むべきか？

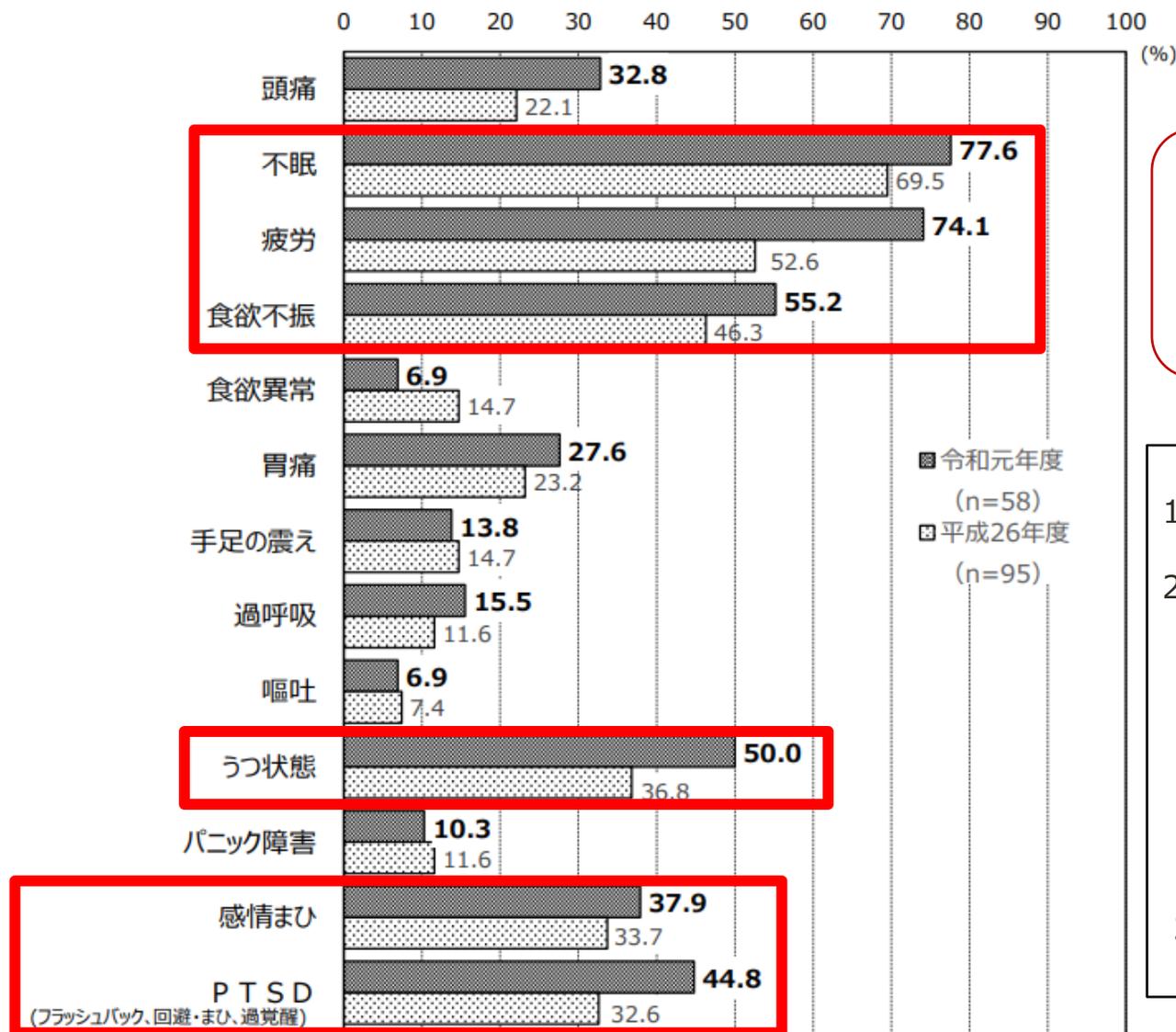
啓発内容の検討

広報・啓発に必要な視点（案）①

- ✓ 犯罪被害者、そのご家族の視点を踏まえる。

啓発内容の検討

✓被害にあわれたことで、あなた自身の心身の状況にどのような変化がありましたか。



犯罪被害者及びその家族又は遺族の多くが、心身の変化を自認

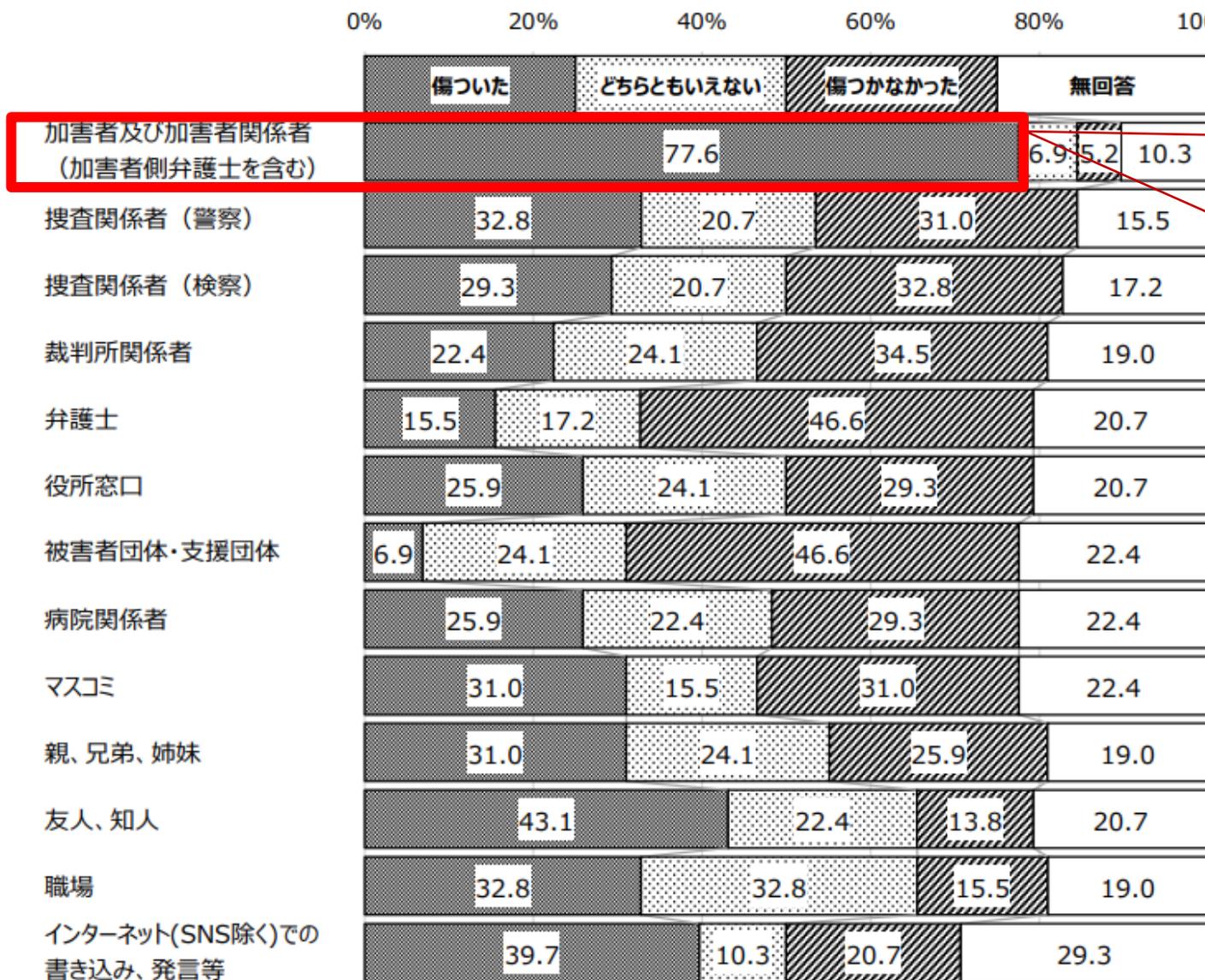
「犯罪被害者等の実態に関する調査」(東京都実施)より

- 調査期間
令和元年 9月13日～令和元年 10月4日まで
- 調査対象
 - 犯罪被害者等【犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族】(性犯罪等を除く)
 - 性犯罪・性暴力被害者等
 - 被害者団体・被害者支援団体等
 - 性犯罪・性暴力被害者支援団体
 - 区市町村
 - 民間団体

※本質問の対象は(1)のみ
- 有効回収数
58件 回答率: 50.4% (58件/115件) ※2₁₂(1)のみ

啓発内容の検討

✓被害後の他人の言動や態度により傷つけられたことがありますか。



犯罪被害者及びその家族又は遺族の77.6%が、「加害者及び加害者関係者の言動や態度により傷つけられたことがある」と回答

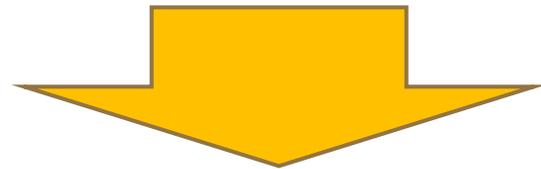
「犯罪被害者等の実態に関する調査」(東京都実施)より

※以下同前

啓発物の内容検討

○ 啓発物に盛り込むメッセージ（案）①

✓ 犯罪被害者及びその家族又は遺族の心情に寄り添った内容の啓発物とすることは必要不可欠



✓ **犯罪をした者等が、犯した罪と向き合い、犯罪被害者及びその家族又は遺族に対し心から謝罪し、更生に向けて努力を続けていることが前提**

啓発内容の検討

○ 広報・啓発に必要な視点（案）②

- ✓ 親族以外の第三者の支援の必要性・有効性

啓発内容の検討

✓ 犯罪者 家庭生活に対する満足度（初入者・再入者別）



55.2%

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
- 注 2 家庭生活に対する満足度が不詳の者を除く。
- 注 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
- 注 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
- 注 5 () 内は、実人員である。

「令和4年版犯罪白書」（法務省 法務総合研究所）より <第8編 第4章 特別調査>

1 調査概要

周囲の環境に対する意識、自分に関する意識、犯罪・非行に対する意識を分析し、犯罪・非行に至った原因や改善更生のためのニーズ等を明らかにすることなどを目的として、犯罪者・非行少年の生活意識と価値観を調査

2 調査時期

令和3年

3 調査対象・人数

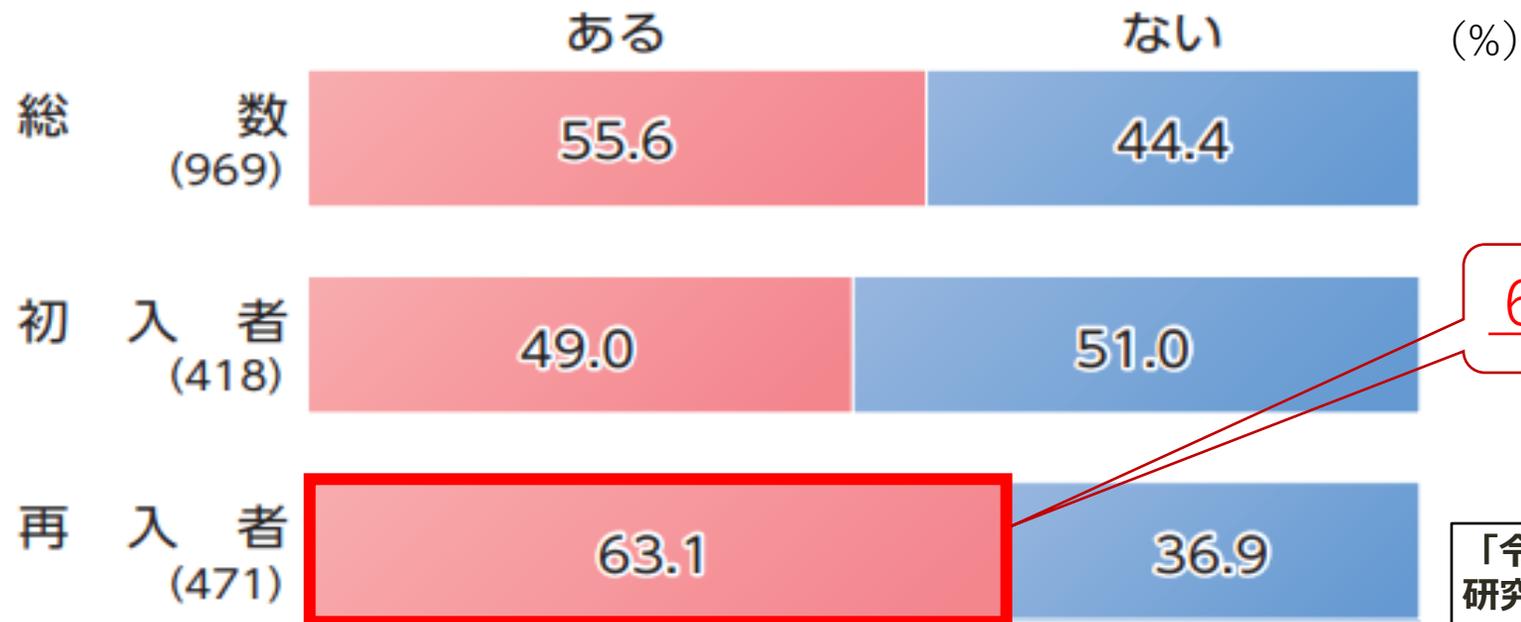
(1) 刑事施設入所者 595人 (2) 保護観察対象者 640人 (3) 少年鑑別所入所者 184人

計 1,419人

※本質問の対象は「刑事施設入所者及び保護観察対象者（20歳以上の者）」

啓発内容の検討

✓心のあたたまる思いが少ないという感じ（初入者・再入者別）



6割強

「令和4年版犯罪白書」（法務省 法務総合研究所）より <第8編 第4章 特別調査>

※以下同前

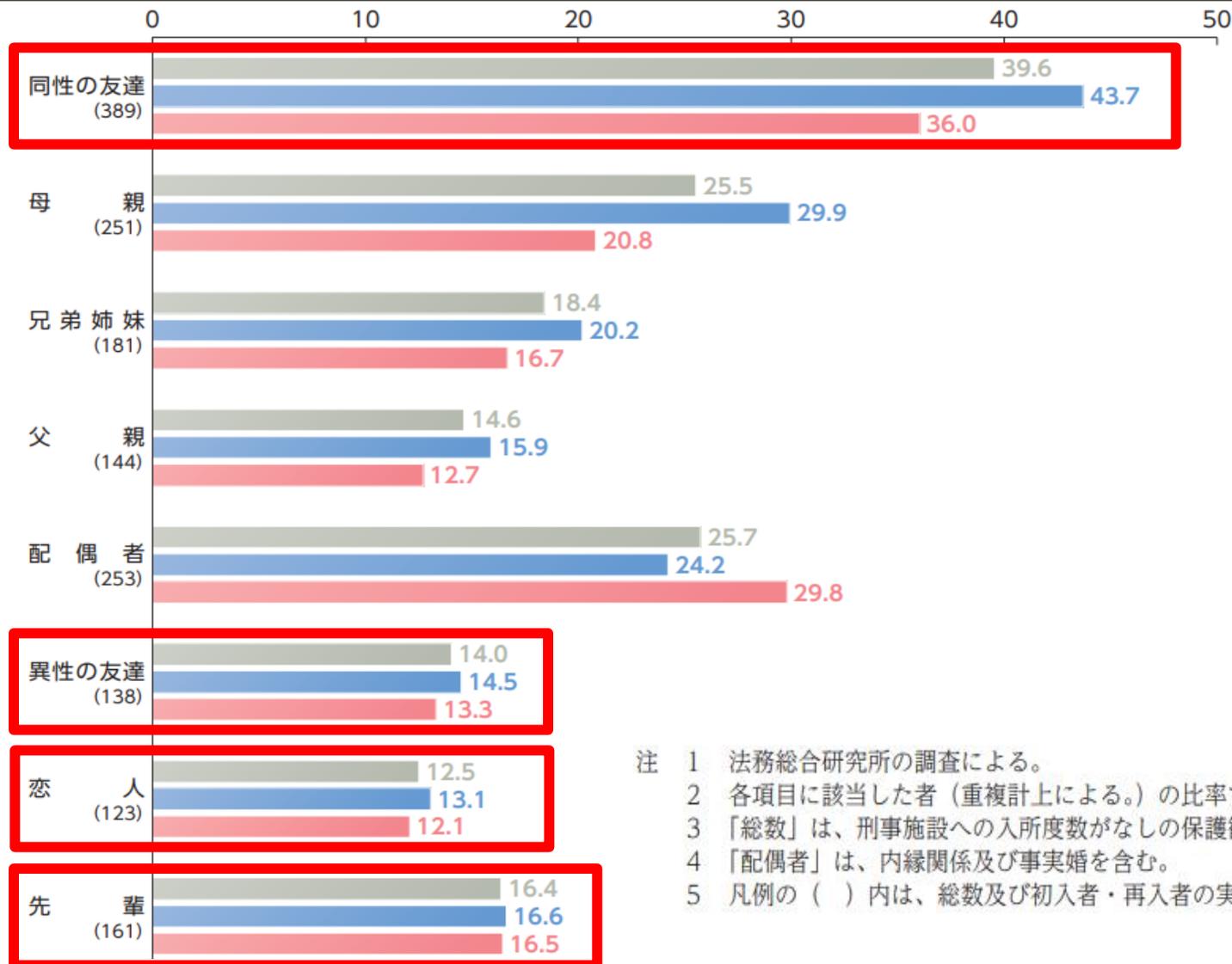
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 自己意識の各項目が不詳の者を除く。
3 「ある」は、「よくある」及び「ときどきある」を合計した構成比であり、「ない」は、「まったくない」及び「あまりない」を合計した構成比である。
4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
5 （ ）内は、実人員である。

啓発物の内容検討

- ✓ 多くの再入者は、良好な生活環境を有しておらず、生きづらさを感じている。親族はもちろんだが、親族以外の方の支援も必要

啓発物の内容検討

✓ 犯罪者 悩みを打ち明けられる人（初入者・再入者別）



赤枠は親族以外

総数 (983)
 初入者 (421)
 再入者 (480)

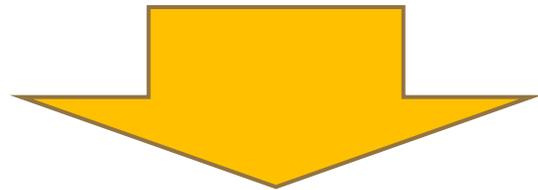
「令和4年版犯罪白書」（法務省 法務総合研究所）より <第8編 第4章 特別調査>

※以下同前

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
 4 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。
 5 凡例の（ ）内は、総数及び初入者・再入者の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

啓発内容の検討

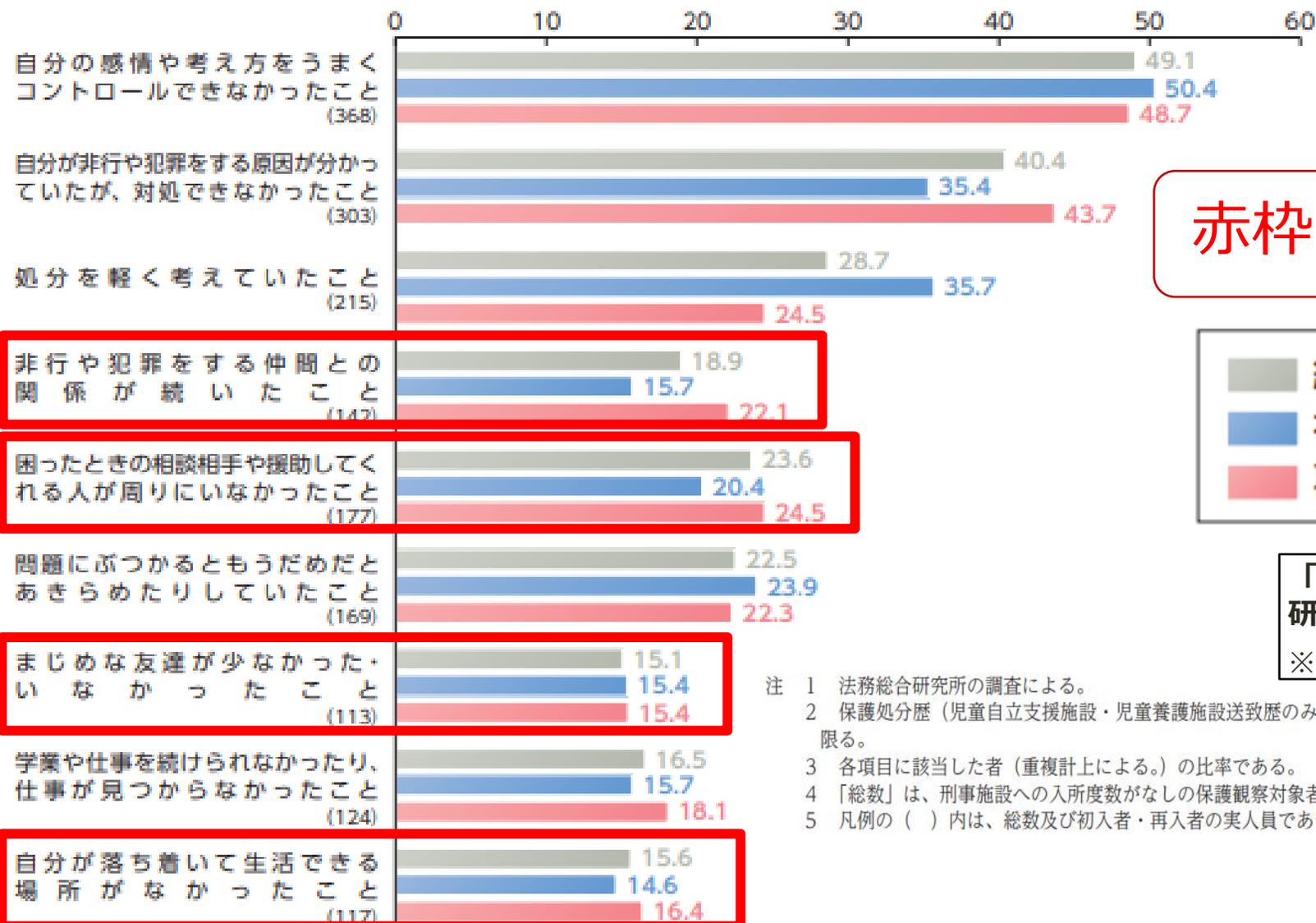
✓ 悩みを打ち明けられる人に、親族以外を挙げる
犯罪をした者等は少なくない。



✓ 犯罪をした者等が悩んだ時に、**親族以外の第三者が相談相手になることができる可能性がある。**

啓発内容の検討

✓ 犯罪者 自らの再犯・再非行の原因（初入者・再入者別）



赤枠は周囲の環境が原因

総数 (750)
 初入者 (280)
 再入者 (421)

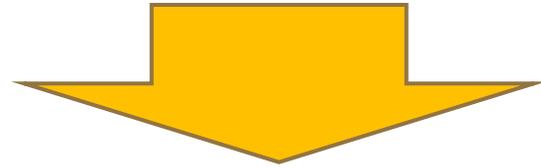
「令和4年版犯罪白書」（法務省 法務総合研究所）より <第8編 第4章 特別調査>

※以下同前

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 保護処分歴（児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。）又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に限る。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
 5 凡例の（ ）内は、総数及び初入者・再入者の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

啓発内容の検討

✓ 周囲の環境が原因となって再犯・再非行に走る
ことがある。



✓ 周囲の環境の変化により、再犯・再非行を防ぐ
ことができる可能性がある。

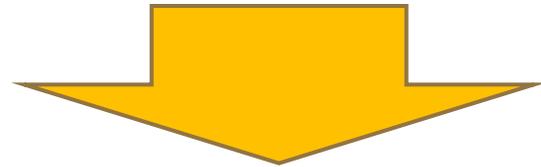
啓発内容の検討

○ 啓発物に盛り込むメッセージ（案）②

- ✓ **犯罪をした者等の親族以外の第三者（都民）**
に対して、こうした犯罪をした者等への理
解・支援を促す。

啓発内容の検討

✓ こうした理解・支援が、犯罪をした者等の社会復帰、立ち直りを促す可能性がある。



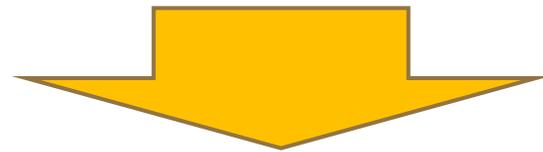
✓ 犯罪の無い、安心・安全な日々の暮らしにつながる。犯罪をした者等と社会全体の双方に有益

広報・啓発に係る主体間連携

✓一つの主体（東京都、法務省、区市町村等）

が作成した啓発物を、関係者間で共有・活用

（例：都が作成した啓発動画を、法務省・区市町村の広報ツールでも再
犯防止啓発月間（7月）に同時放映）



✓より多くの都民に広報・啓発を実施できると共に、啓発物の作成コストを削減できる。

ご清聴ありがとうございました。

